

特別養護老人ホームらくえん深大寺利用料金表

①施設サービス費 2019年10月1日 現在

介護保険 自己負担額	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	638単位/日	705単位/日	778単位/日	846単位/日	913単位/日

※地域区分単価について

①施設サービス費と②加算には、介護保険法で定められている地域の物価指数や人件費の違いを考慮した「地域区分別単価」として3級地の単価「10.68」が積算されます。

②加算

初期加算	30単位/日	入居後30日以内の期間に加算されます。また、30日を超える入院後に再入居した場合にも加算されます。	
外泊時費用	246単位/日	1ヶ月に6日を限度として入院、外泊された場合に加算されます。但し、初日及び、最終日は加算されません。入院、外泊中の施設サービス費は頂きません。	
栄養マネジメント加算	14単位/日	管理栄養士による栄養ケア計画の作成、実施が行われた場合に加算されます。	
療養食加算	6単位/回	医師の発行する食事箋に基づき、療養食を提供した場合に加算されます。※1日につき3回を限度。	
低栄養リスク改善加算	300単位/月	低栄養リスクの高い入居者に対して多職種が共同して低栄養状態を改善するための計画を作成し、この計画に基づき定期的に食事の観察を行い、入居者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた栄養・食事調整を行った場合に加算されます。	
再入所時栄養連携加算	400単位/回	入居者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入居時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携して再入居後の栄養ケア計画を策定した場合に加算されます。	
口腔衛生管理体制加算	30単位/月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行い、入居者の口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成していると加算されます。	
口腔衛生管理加算	90単位/月	①歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入居者に対し口腔ケアを月2回以上行うこと②歯科衛生士が、入居者に係る口腔ケアについて介護職員へ具体的な技術的助言及び指導を行い、入居者の口腔に関する相談等に必要に応じ対応すること。①②が両方実施された場合に加算されます。※口腔衛生管理体制加算を加算していない場合は、加算しません。	
看護体制加算(Ⅰ)	4単位/日	施設内で常勤の看護師が1名以上配置されていると加算されます。	
夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	18単位/日	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っていると加算されます。	
い ず れ か	経口移行加算	28単位/日	経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合、栄養マネジメント加算に加えて加算されます。
	経口維持加算(Ⅰ)	400単位/月	経口により食事を摂取する者で、摂食機能障害や誤嚥を有する者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、食事の観察及び会議等を行い、入居者ごとに経口維持計画を作成している場合であって、医師又は歯科医師の指示に基づき管理栄養士が栄養管理を行った場合に加算されます。
	経口維持加算(Ⅱ)	100単位/月	当該施設が協力歯科医療機関を定めている場合であり、経口維持加算(Ⅰ)において行う食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合、経口維持加算(Ⅰ)に加えて加算されます。
い ず れ か	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46単位/日	施設内の入居者の介護度の割合や介護福祉士の資格を持った職員の割合が一定の条件を満たしている場合に加算されます。
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18単位/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であると加算されます。
排泄支援加算	100単位/月	排泄に介護を要する入居者に対し、多職種が共同して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合に加算されます。	
褥瘡マネジメント加算	10単位/月	入居者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理すると加算されます。	
個別機能訓練加算	12単位/日	専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、看護・介護職員等と共同して個別の機能訓練計画を作成・実施した場合に加算されます。	
外泊時在宅サービス利用の費用	560単位/日	入居者が自宅へ外泊をした際に、施設が提供する在宅サービスを利用した場合、1ヶ月に6日を限度として加算されます。外泊の初日と最終日は加算せず、外泊時費用を加算している際にも併加算はしません。	
若年性認知症入居者受入加算	120単位/日	受け入れた若年性認知症入居者ごとに、個別の担当者を定めた場合に加算されます。	
看 取 り 介 護 加 算 (Ⅰ)	144単位/日 (死亡日 以前4~30日)	下記の条件を満たした場合に加算されます。 ・医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。	
	680単位/日 (死亡日の 前日・前々日)	・医師、看護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同で作成した入居者の介護に関わる計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。)であること。	
	1,280単位/日 (死亡日)	・看取りに関する指針に基づき、入居者の状態又はご家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入居者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者(そのご家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。)であること。	
③介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	6.0%分/月	①施設サービス費と②加算の合計単位の6.0%	
④介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2.7%分/月	①施設サービス費と②加算の合計単位の2.7%	

【自己負担分の概算】

- ①施設サービス費＋②加算＋③介護職員処遇改善加算(Ⅱ)＋④特定処遇改善加算(Ⅰ)×10.68×0.1 = 1割負担
- ①施設サービス費＋②加算＋③介護職員処遇改善加算(Ⅱ)＋④特定処遇改善加算(Ⅰ)×10.68×0.2 = 2割負担
- ①施設サービス費＋②加算＋③介護職員処遇改善加算(Ⅱ)＋④特定処遇改善加算(Ⅰ)×10.68×0.3 = 3割負担

※介護保険負担限度額認定証をご確認下さい。介護保険負担限度額認定証が発行されていない方は、第4段階となります。

「居住費」及び「食費」

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	備考
居住費	820円/日 (24,600円/月)	820円/日 (24,600円/月)	1,310円/日 (39,300円/月)	2,980円/日 (89,400円/月)	「居住費」「食費」は全額入居者負担となります。但し、「特定入居者介護サービス費制度」により、入居者の所得に応じて、介護保険から補足給付が行われます。左記金額は補足給付後の金額となっております。なお、第4段階の方の補足給付は行われません。
入院・外泊時	<p>【第1段階～第3段階の方】 入院・外泊して7日目以降の居住費は2,006円/日となります。</p> <p>【第4段階の方】 入院・外泊して7日目以降の居住費は2,980円/日となります。</p>				
食費	300円/日 (9,000円)	390円/日 (11,700円/月)	650円/日 (19,500円/月)	1,740円/日 (52,200円/月)	
入院・外泊時	頂きません				

()内金額は30日計算です。

介護保険法の改正があった場合、
「施設サービス費」及び「居住費」、「食費」の負担金額が変更になることがあります。

◆ その他

区分	金額	備考
お預かり金管理費	70円/日 (2,100円/月)	ご希望により、現金を左記金額でお預かりします。現金は上限5万円となります。お預かりした現金から病院受診代や薬代、理美容代等をお支払い頂けます。
貴重品管理費	50円/日 (1,500円/月)	介護保険被保険者証、健康保険証等の貴重品を左記金額でお預かりします。
電気代	30円/日 (900円/月)	テレビ、電気毛布等の電化製品を持ちこんだ場合、30円/日頂きます。
教養・娯楽費	実費	施設内で行われる年間行事については費用を頂きませんが、個別レクリエーション活動や趣味にかかる費用は実費となります。
理容・美容代	実費	ご希望により理容・美容師の出張によるサービスを受けることができます。
日用品費	実費	日常生活に必要な費用については、基本的に入居者の自由選択により実費相当を頂きます。施設がサービス提供する以外に個人的に使用するものについては、ご家族等に対応をお願いしています。

()内金額は30日計算です。